

省

令

○農林水産省令第一号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十六号)の施行に伴い、商品

先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣 齋藤 健
経済産業大臣 世耕 弘成

	改	正	後		改	正	後	
(1) (略)				(特定委託者として取り扱うよう申し出る ことができる個人)				(特定委託者として取り扱うよう申し出る ことができる個人)
(2) (1) 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利(6)に掲げるもの及び(7)に掲げるものの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七条)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)を除く。)				第十九条の十一 法第一百九十七条の六第一項の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする。 一・三 (略)				第十九条の十一 法第一百九十七条の六第二項の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする。 一・三 (略)
(3) (7) (略)				四 次に掲げる要件の全てに該当する個人 イ (略)				四 次に掲げる要件の全てに該当する個人 イ (略)
八 (略)				口 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。				口 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

第六条 法第十二条第六号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う試験を免除する。		第六条 法第十二条第六号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う試験を免除する。	
一 【略】	二 第三条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法(第四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者)うち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者当該科目	一 【略】	二 第三条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法(第四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者)うち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者当該科目
三・十二 【略】	備考 表中の「」の記載は注記である。	三・十二 【略】	備考 表中の「」の記載は注記である。
附 則	この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。	附 則	この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
告 示		告 示	
○公安審査委員会告示第一号	平成二十九年十一月二十日、公安調査庁長官中川清明から、無差別大量殺人行為を行った団体の(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七条)第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)を除く。)	第一 被請求団体	第一 被請求団体
八 (略)		記	記
(3) (7) (略)			
八 (略)			

附 則
この省令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十一月一日)から施行する。

公安部審査委員会委員長 房村 精一

団体
同一及び同教義に従う者によって構成される始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、これ

弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第十二条第六号及び第十六条の規定に基づき、意見陳述の機会を付与することとし、同法第二十二条第四項及び第五項において準用する同法第十七条第二項の規定に基づき、左記第二記載のとおり公示する。

○經濟産業省令第八十五号
弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第十二条第六号及び第十六条の規定に基づき、弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。
平成二十九年十一月二十七日

弁理士法施行規則の一部を改正する省令

弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第十二条第六号及び第十六条の規定に基づき、弁理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日

經濟産業大臣 世耕 弘成